

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第五條 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>4 5 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検 定に合格した者(建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術 検定に合格した者)で第二次検定においてトラクター系建設機械操 作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつ たもの又は二級の技術検定で施工技術検定規則(昭和三十五年建 設省令第十七号)第一条第一項第四号から第六号までに定められ た検定種別に該当するものに合格した者を除く。)に対する技能 講習は、第三条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げ る講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間 は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(表略)</p>	<p>第五條 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>4 5 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検 定に合格した者(建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術 検定に合格した者)で第二次検定においてトラクター系建設機械操 作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつ たもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定 める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号)に定められた第 四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)に対する技能講習は、第三条第一項の規定にかかわらず、次の 表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目 の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり とする。</p> <p>(表略)</p>